

【御浜町の給与・定員管理等について】

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	平成 25 年度 の人件費率
26 年度	9,208 人	4,708,846千円	171,962 千円	835,170 千円	17.7%	15.7%

(注) 人件費には、特別職（町長、副町長、教育長）、職員の給与並びに議員等の報酬のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。

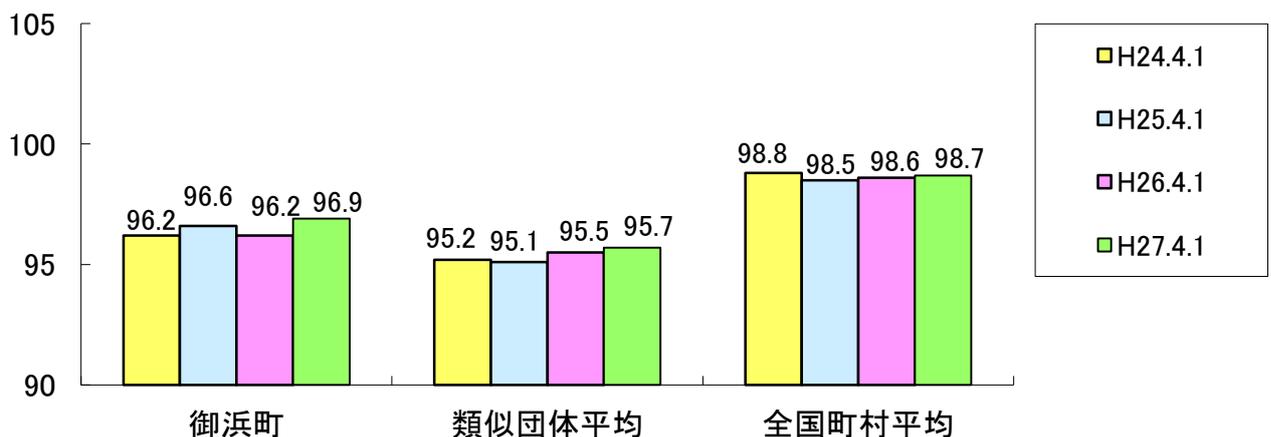
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26 年度	97 人	372,943 千円	52,765 千円	132,600 千円	558,308 千円	5,756 千円	5,650 千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 27 年のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準に準じて、御浜町においては支給なし。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

③ その他の見直し内容

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
御浜町	42.5歳	327,900円	395,537円	356,150円
三重県	43.5歳	345,765円	442,399円	384,159円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.0歳	310,369円	364,104円	339,712円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
御浜町	53.8歳	5人	286,800円	315,280円	297,200円	—	—	—	—
内 清掃作業員	49.3歳	3人	330,700円	363,833円	348,033円	廃棄物処理業従業員	44.9歳	289,500円	1.26
内 その他労務職	*歳	*人	*円	*円	*円	—	—	—	—
三重県	49.9歳	342人	348,931円	400,527円	377,225円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	4人	303,696円	328,292円	317,840円	—	—	—	—

(注)「*」は対象職員が少数のため数値を記入しておりません。

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
御浜町	—	—	—
内 清掃作業員	5,920,896円	3,952,300円	1.50
内 その他労務職	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成24~26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		御 浜 町	三 重 県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	146,500 円	—
	中学卒	131,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

経験年数		概ね 10 年 (10～12 年)	概ね 20 年 (19～21 年)	概ね 25 年 (23～26 年)	概ね 30 年 (29～31 年)
一般行政職	大学卒	267,625 円	351,900 円	376,950 円	395,800 円
	高校卒	* 円	* 円	* 円	* 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	* 円	— 円

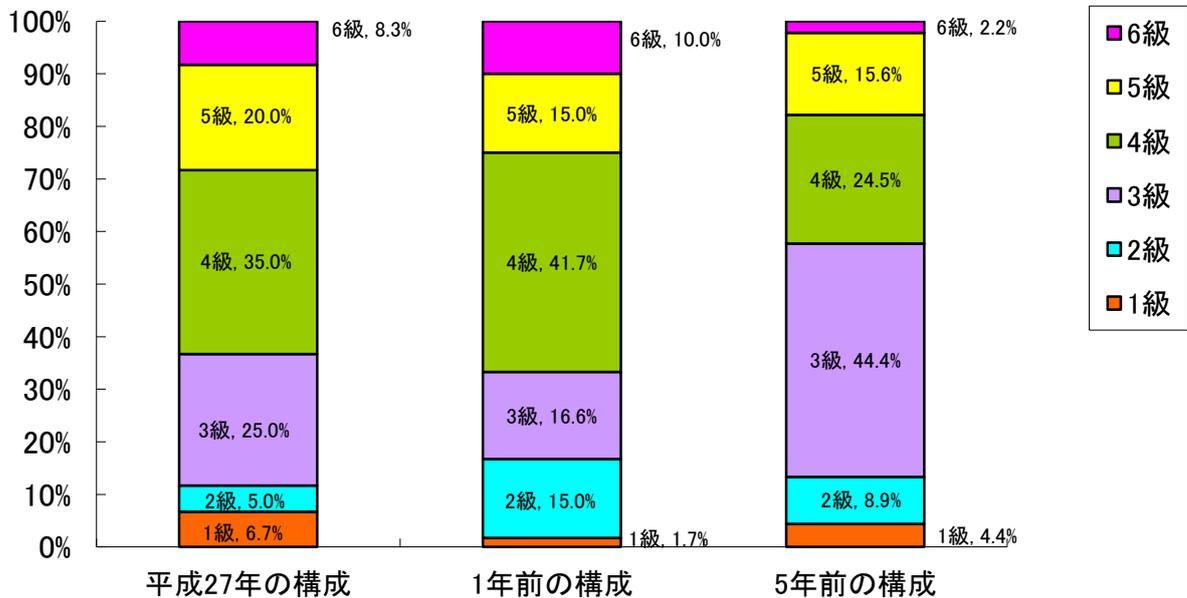
(注) 「*」は対象職員が少数のため数値を記入しておりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補	4人	6.7%	137,600円	244,900円
2級	主事	3人	5.0%	187,700円	301,900円
3級	係長、主査、主任主事	15人	25.0%	223,900円	347,700円
4級	課長補佐、主幹	21人	35.0%	258,300円	378,700円
5級	課長、参事	12人	20.0%	285,000円	390,700円
6級	課長	5人	8.3%	315,800円	407,900円

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価制度を導入していないため、勤務実績を根拠として昇給判定を行う。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御 浜 町	三 重 県	国
一人当たり平均支給額 (26年度) 1,456 千円	一人当たり平均支給額 (26年度) 1,570 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

欠勤、休職がないことを根拠として、勤務実績を勤勉手当に反映させる。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

御 浜 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	17,590 千円				

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）	.		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を上した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (26 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26 年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	従事した日 1 日につき 800 円
行路死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人の取扱いに従事する職員	直接行路死亡人の取扱いに従事したとき	1 件につき 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26 年度決算)	22,840 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)	279 千円
支給実績 (25 年度決算)	19,835 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	248 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当 り平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 2 人 まで 6,500 円 ただし、配偶者のない場合 の 1 人目 11,000 円 扶養親族でない配偶者を 有する場合の 1 人目 6,500 円 その他の扶養親族 5,000 円 なお、満 16 歳以上 22 歳ま での子については 5,000 円加算	同	—	13,768 千円	327,810 円
住居手当	借家、借間居住者支給対象 12,000 円を超える額 最高支給額 27,000 円	同	—	3,016 千円	301,600 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000 円 交通用具 (自動車等利用) 片道 2km 以上の距離区分に 応じて支給 2.0km~2.6 km 3,420 円 2.6km~3.1 km 4,150 円 3.1km~3.6 km 4,750 円 3.6km~4.1 km 5,320 円 4.1km~4.6 km 5,850 円 4.6km~5.1 km 6,340 円 5.1km~5.6 km 6,780 円 5.6km~6.1 km 7,190 円 6.1km~6.6 km 7,560 円 6.6km~7.1 km 7,830 円 7.1km 以上 往復距離 × 20 日 × 28 円	一部異	交通用具 (自動車等利用) について、距離区分とその 支給額 ※参考 (国制度) 交通用具 (自動車等利用) 片道 2km 以上の距離区分に 応じて支給 2km~ 5 km 2,000 円 5km~10 km 4,100 円 10km~15 km 6,500 円 15 km 以上 5 km 毎に 2,400 円加算 最高限度額 24,500 円	6,368 千円	97,969 円
管理職 手 当	課長・参事の管理職に支給 課長・参事 給与月額額の 10%	異	給料月額を基礎とする定率 支給 ※参考 (国制度) 管理又は監督の地位にある 職員の官職のうち、規則で 指定する官職を占める職員 に対し定額支給	6,773 千円	451,533 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		類似団体における 最高額／最低額		
給 料	町 長	676,000 円	870,000 円 / 363,200 円	
	副町長	551,000 円	672,100 円 / 405,600 円	
報 酬	議 長	275,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副議長	215,000 円	285,000 円 / 172,000 円	
	議 員	200,000 円	263,000 円 / 143,000 円	
期末手当	町 長	(26年度支給割合) 4.10 月分		
	副町長			
	議 長	(26年度支給割合) 3.10 月分		
	副議長			
	議 員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	任期ごとに算定	13,498,368 円	任期終了時
	副町長	任期ごとに算定	6,612,000 円	任期終了時
	備 考			

(注) 1 町長等の特別職の職員の報酬等については、公正を期するため、町内の各分野の有職者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて、条例で定められています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

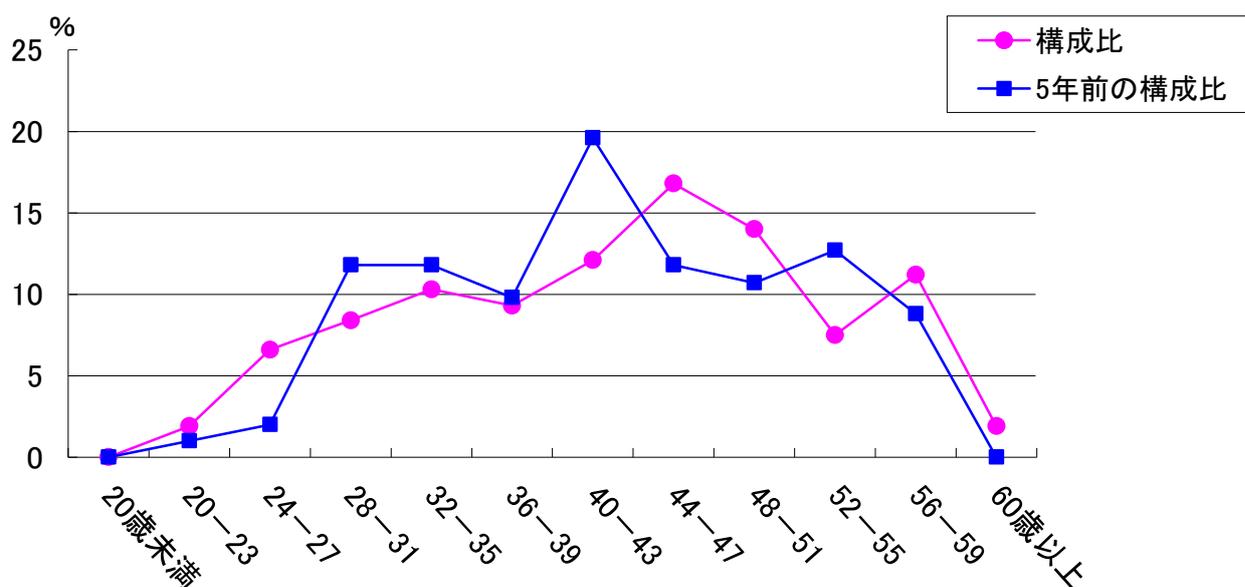
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年増減数(人)	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	22	22	0	
	税 務	6	6	0	
	民 生	31	31	0	
	衛 生	13	13	0	
	農林水産	9	9	0	
	商 工	1	1	0	
	土 木	4	4	0	
	計	88	88	0	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 95.57人 (類似団体の 人口1万人当たりの職員数 125.10人)
	教育部門	8	10	△2	・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正による教育長減 ・ 事務事業移管に伴う職員減
小 計	96	98	△2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 104.26人 (類似団体の 人口1万人当たりの職員数 150.95人)	
公営企業等会計部門	水 道	2	2	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	8	8	0	
	小 計	11	11	0	
合 計		107 [142]	109 [142]	△2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 116.20人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。
 2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
平成27年職員数	0	2	7	9	11	10	13	18	15	8	12	2	107
平成22年 (5年前)	0	1	2	12	12	10	20	12	11	13	9	0	102

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	84	86	89	86	88	88	4 (4.8%)
教育	10	10	10	10	10	8	
消防							
普通会計計	94	96	99	96	98	96	△2 (△2.1%)
公営企業等会計計	9	9	9	10	11	11	
総合計	103	105	108	106	109	107	4 (3.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	240,515千円	△22,373千円	17,529千円	7.3%	6.5%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
26年度	2人	8,293千円	1,115千円	3,308千円	12,716千円	6,358千円	6,219千円

(注) 1 職員手当には退職給与金は含まれていません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御 浜 町	42.0歳	344,500円	529,833円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

御 浜 町	一般行政職 (御浜町)	団体平均
一人当たり平均支給額 (26年度) 1,654千円	一人当たり平均支給額 (26年度) 1,456千円	一人当たり平均支給額 (26年度) 1,484千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	—

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

御 浜 町			一般行政職（御浜町）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1 人当たり平均支給額	— 千円		1 人当たり平均支給額	— 千円	

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26 年度決算）	0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度）	0 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき。	従事した日 1 日につき 800 円
行路死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人の取扱いに従事する職員	直接行路死亡人の取扱いに従事したとき	1 件につき 5,000 円

才 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	590 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）	295 千円
支給実績（25年度決算）	828 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）	414 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決）」と同じ年度 4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 2 人まで 6,500 円 ただし、配偶者のない場合の 1 人目 11,000 円 扶養親族でない配偶者を有する 場合の 1 人目 6,500 円 その他の扶養親族 5,000 円 なお、満 16 歳以上 22 歳までの子 については 5,000 円加算	同		78 千円	78,000 円
住居手当	借家、借間居住者支給対象 12,000 円を超える額 最高支給額 27,000 円	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000 円 交通用具（自動車等利用） 片道 2 km 以上の距離区分に応じ て支給 2.0km～2.6 km 3,420 円 2.6km～3.1 km 4,150 円 3.1km～3.6 km 4,750 円 3.6km～4.1 km 5,320 円 4.1km～4.6 km 5,850 円 4.6km～5.1 km 6,340 円 5.1km～5.6 km 6,780 円 5.6km～6.1 km 7,190 円 6.1km～6.6 km 7,560 円 6.6km～7.1 km 7,830 円 7.1km 以上 往復距離×20 日×28 円	同		123 千円	61,500 円
管理職 手 当	課長・参事の管理職に支給 課長・参事 給与月額の 10%	同		一千元	一円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について

種 類	内 容
勤 務 時 間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで 週 38 時間 45 分勤務 なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
休 憩 時 間	12 時から 13 時まで 1 時間

(注) 公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間の振替をすることができます。

※振替勤務時間制度振替勤務・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務

(2) 休暇制度等について

休暇には大きく次の 4 つがあります。

- ①年次有給休暇 1 年（暦年）あたり 20 日の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病 気 休 暇 病気療養に必要な最小限な期間。
- ③特 別 休 暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏期休暇などがあります。
- ④介 護 休 暇 配偶者等の介護が必要な期間（連続する 6 月以内）について無給で与えられます。

区 分	種 類	内 容	
年次有給休暇		1 暦年 20 日	
病 気 休 暇	公務傷病	必要な期間	
	私傷病	必要な期間（90 日以内、ただし結核は 1 年以内）	
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間	
	ボランティア休暇	1 暦年 5 日以内	
	結婚休暇	7 日以内	
	産前・産後休暇	産前 6 週間・産後 8 週間（多胎は産前 14 週間）	
	妻の出産	3 日以内	
	子の疾病等	5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）以内	
	短期介護	5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内	
	育児時間	1 日 2 回各 30 分（生後 1 年 6 月以内）	
	忌引	配偶者 10 日、父母 7 日、子 5 日、兄弟姉妹 3 日 など	
	夏季休暇（盆等の諸行事、健康増進）	3 日以内	
	災害による住居の滅失及び損壊 災害等による出勤困難 災害時の退勤途上の危険回避	その都度必要な期間	
	介 護 休 暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 6 月の範囲内の必要な期間
	組 合 休 暇	職員団体の活動への従事（無給）	1 暦年 30 日を越えない日数

- (3) 年次有給休暇の取得状況（平成26年1月1日～平成26年12月31日）
 職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
 平成26年の職員一人あたりの平均取得日数は10.0日です。

- (4) 育児休業の取得状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
 （単位：人）

	男性	女性
育児休業の取得人数	0	6
部分休業の取得人数	0	0

- (5) 介護休暇の取得状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
 （単位：人）

	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0

9 分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

平成26年度の分限処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

	免職	降任	休職	合計
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—

- (2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

町民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

10 サービスの状況

- (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、町民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドックや国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成 26 年 4 月 1 日現在、営利企業等への従事者 2 名

11 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成 26 年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的に実施しています。
健康管理事業の決算額	
1,021 千円	

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効果的・効率的に実施するため、互助会の実施する下記の事業に対し助成しています。

一般財団法人 三重県市町職員互助会への負担金の状況

補助対象事業	
慶弔金等の給付を行う給付事業	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	
生活資金等の貸付を行う貸付事業	
退職手当の有利な運用と退職後の生活安定を目的とする互助年金事業	
負担金の決算額	
1,687 千円	

12 職員研修の状況

地方公務員法第39条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。平成26年度の実施状況は次のとおりです。

(1) 派遣研修（三重県市町総合事務組合）

研修の種類	研修名	受講者数	対象
階層別研修	ワンステップ研修【前期】Ⅰ	5	新規採用職員
	ワンステップ研修【前期】Ⅱ	5	新規採用職員
	ワンステップ研修【中期】	5	新規採用職員
	ワンステップ研修【後期】	5	新規採用職員
	ツーステップ研修Ⅰ	2	採用後3年以上6年未満の職員
	ツーステップ研修Ⅱ	0	採用後3年以上3年未満の職員
	スリーステップ研修Ⅰ	3	採用後6年以上の職員
	スリーステップ研修Ⅱ	2	採用後6年以上の職員
	マネージャー研修Ⅰ	3	採用後12年以上の職員
	マネージャー研修Ⅱ	3	採用後12年以上の職員
	リーダー研修Ⅱ	1	管理職
能力向上研修	公営企業会計研修	1	
	三重地方行財政アカデミー研究会	2	
	三重地方行財政アカデミー	1	
	法制執務研修初級コース	9	
	プレゼンテーションスキル研修	1	
	給与実務研修	1	

(2) 庁内研修

研修名	受講者数	対象
接遇研修	74	保育士、清掃職員を除く全職員
情報セキュリティ研修	92	保育士、清掃職員を除く全職員